



日刊 労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話{(鉄電)千葉2935・2936番
(公)043(222)7207番}

94.6.16 No. 4009

動労総連合申第12号
1994年6月9日

日本貨物鉄道株式会社
代表取締役社長 棚橋 泰殿

「労働時間短縮」「動力車乗務員勤務制度」について

1994年5月13日に提案された「労働時間短縮」「動力車乗務員勤務制度」について、要員不増の時短、勤務制度の改悪が必然的に要員削減・労働強化・安全性低下につながることに反対する立場から、次の通り解明を申し入れるので、団体交渉により誠意をもって解決されたい。

記

1. 「労働時間の短縮」について

- (1) JR貨物会社として、年間総労働時間1,800時間を達成する目途を明らかにされたい。
- (2) 今次提案を実施する場合の本社・各支社の各勤務種別ごとの時短実施必要要員数を明らかにされたい。
- (3) 本社・各支社別の94年度よりむこう5年間の年度ごとの5才到達者数を明らかにされたい。
- (4) 各勤務種別によって、1日平均労働時間が相違しているが、その理由を明らかにされたい。
- (5) 今次提案における調整休日の設定方について、各勤務種別ごとに具体的に明らかにされたい。
- (6) 「始終業時刻の繰上げ、繰上げ」について、具体的考え方を明らかにされたい。
- (7) 日勤を1種と2種に分ける根拠を明らかにするとともに、日勤2種を3分短縮した根拠を明らかにされたい。

2. 「動力車乗務員の勤務制度」について

- (1) 「待ち合わせ時間」を「労働時間」から除外する根拠、及びそのことによって「拘束時間」がどの位長くなると考えているのか、明らかにされたい。
- (2) 今次提案を実施する場合、必要となる要員数についてどう考えているか明らかにされたい。
- (3) 「訓練時間」を労働時間の構成から除外した理由を明らかにされたい。なお「業務上必要ある場合」とは何か。
- (4) 「在宅休養時間」について、今次提案でどのようになると考えているのか明らかにされたい。
- (5) 災害時等において、勤務の途中で列車運転休止等のため休養した場合の労働時間の考え方について明らかにされたい。
- (6) 提案においては「交番作成は、交番1循環を平均して1日平均労働時間が7時間10分以下」となっているが、「1日平均7時間以下」とすべきものと考えるがどうか。

五月一三日の貨物当局による「基地統廃合阻止にむけ全力で闘おう」との名のもとに、「時短」・動乗勤改悪の提案に対し、う一動労総連合は、六月九日別掲の解明要求を行なつた。

いよいよ本格的に貨物当局の狙う勤務制度改悪・「白紙ダイ改」基礎統廃合の大合理化との攻防がきつて落とされたのだ。
合理化の先兵・JR貨物労組を断じて許すことなく動乗勤改悪・本同様、「待ち合わせ時間」を労働時間としてカウントしないこと

化・長時間拘束を強制する動乗勤改悪――

今回の動乗勤改悪提案は、東日曜日を労働時間としてカウントしないことにより、「時短」の名のもとに、徹底した労働強化・長時間拘束を強制しようというものである。

提案の骨格は、(1)動力車乗務員の労働時間は一日平均7時間とする。(乗務割交番は、一循環を平均して七時間10分となるよ)

変形勤務の大大幅導入!

そして、こうした考え方は、地上勤の勤務種別にも貫かれており、変形勤務種別が大幅に増えた中身となつてゐる。

また、こうした労働強化・「時短」とともに貨物当局は、全面的な基地統廃合へと出でることはやさないというものであり、まさに怒りなしには受けとめることができない不当な内容である。

また、こうした労働強化・「時短」とともに貨物当局は、全面的に怒りなしには受けとめなければならない。

（現行では、最長の休憩時間は二時間）

（2）「待ち合わせ時間」を労働時間としてカウントしない。

（3）「自宅予備」を廃止する。

（4）「訓練」を行路計画上の要素から外す。

（5）深夜帯二時間以上を含む勤務は、連続二回を限度とし、三十日に九回以下とする。

（6）公休翌日の勤務開始時間を三十分繰り下げ、八時三十分とする。

改悪貨物動乗勤の1

うに作成する。

（2）「待ち合わせ時間」を労働時間としてカウントしない。

（3）「自宅予備」を廃止する。

（4）「訓練」を行路計画上の要素から外す。

（5）深夜帯二時間以上を含む勤務は、連続二回を限度とし、三十日に九回以下とする。

（6）公休翌日の勤務開始時間を三十分繰り下げ、八時三十分とする。

（7）「待ち合わせ時間」を労働時間としてカウントしない。

（8）「自宅予備」を廃止する。

（9）「訓練」を行路計画上の要素から外す。

（10）「深夜帯二時間以上を含む勤務は、連続二回を限度とし、三十日に九回以下とする。

（11）公休翌日の勤務開始時間を三十分繰り下げ、八時三十分とする。

（12）「待ち合わせ時間」を労働時間としてカウントしない。

（13）「自宅予備」を廃止する。

（14）「訓練」を行路計画上の要素から外す。

（15）深夜帯二時間以上を含む勤務は、連続二回を限度とし、三十日に九回以下とする。

（16）公休翌日の勤務開始時間を三十分繰り下げ、八時三十分とする。

（17）「待ち合わせ時間」を労働時間としてカウントしない。

（18）「自宅予備」を廃止する。

（19）「訓練」を行路計画上の要素から外す。

（20）「深夜帯二時間以上を含む勤務は、連続二回を限度とし、三十日に九回以下とする。

（21）公休翌日の勤務開始時間を三十分繰り下げ、八時三十分とする。

（22）「待ち合わせ時間」を労働時間としてカウントしない。

（23）「自宅予備」を廃止する。

（24）「訓練」を行路計画上の要素から外す。

（25）深夜帯二時間以上を含む勤務は、連続二回を限度とし、三十日に九回以下とする。

（26）公休翌日の勤務開始時間を三十分繰り下げ、八時三十分とする。

（27）「待ち合わせ時間」を労働時間としてカウントしない。

（28）「自宅予備」を廃止する。

（29）「訓練」を行路計画上の要素から外す。

（30）深夜帯二時間以上を含む勤務は、連続二回を限度とし、三十日に九回以下とする。

（31）公休翌日の勤務開始時間を三十分繰り下げ、八時三十分とする。

（32）「待ち合わせ時間」を労働時間としてカウントしない。

（33）「自宅予備」を廃止する。

（34）「訓練」を行路計画上の要素から外す。

（35）深夜帯二時間以上を含む勤務は、連続二回を限度とし、三十日に九回以下とする。

（36）公休翌日の勤務開始時間を三十分繰り下げ、八時三十分とする。

（37）「待ち合わせ時間」を労働時間としてカウントしない。

（38）「自宅予備」を廃止する。

（39）「訓練」を行路計画上の要素から外す。

（40）深夜帯二時間以上を含む勤務は、連続二回を限度とし、三十日に九回以下とする。

（41）公休翌日の勤務開始時間を三十分繰り下げ、八時三十分とする。

（42）「待ち合わせ時間」を労働時間としてカウントしない。

（43）「自宅予備」を廃止する。

（44）「訓練」を行路計画上の要素から外す。

（45）深夜帯二時間以上を含む勤務は、連続二回を限度とし、三十日に九回以下とする。

（46）公休翌日の勤務開始時間を三十分繰り下げ、八時三十分とする。

（47）「待ち合わせ時間」を労働時間としてカウントしない。

（48）「自宅予備」を廃止する。

（49）「訓練」を行路計画上の要素から外す。

（50）深夜帯二時間以上を含む勤務は、連続二回を限度とし、三十日に九回以下とする。

（51）公休翌日の勤務開始時間を三十分繰り下げ、八時三十分とする。

（52）「待ち合わせ時間」を労働時間としてカウントしない。

（53）「自宅予備」を廃止する。

（54）「訓練」を行路計画上の要素から外す。

（55）深夜帯二時間以上を含む勤務は、連続二回を限度とし、三十日に九回以下とする。

（56）公休翌日の勤務開始時間を三十分繰り下げ、八時三十分とする。

（57）「待ち合わせ時間」を労働時間としてカウントしない。

（58）「自宅予備」を廃止する。

（59）「訓練」を行路計画上の要素から外す。

（60）深夜帯二時間以上を含む勤務は、連続二回を限度とし、三十日に九回以下とする。

（61）公休翌日の勤務開始時間を三十分繰り下げ、八時三十分とする。

（62）「待ち合わせ時間」を労働時間としてカウントしない。

（63）「自宅予備」を廃止する。

（64）「訓練」を行路計画上の要素から外す。

（65）深夜帯二時間以上を含む勤務は、連続二回を限度とし、三十日に九回以下とする。

（66）公休翌日の勤務開始時間を三十分繰り下げ、八時三十分とする。

（67）「待ち合わせ時間」を労働時間としてカウントしない。

（68）「自宅予備」を廃止する。

（69）「訓練」を行路計画上の要素から外す。

（70）深夜帯二時間以上を含む勤務は、連続二回を限度とし、三十日に九回以下とする。

（71）公休翌日の勤務開始時間を三十分繰り下げ、八時三十分とする。

（72）「待ち合わせ時間」を労働時間としてカウントしない。

（73）「自宅予備」を廃止する。

（74）「訓練」を行路計画上の要素から外す。

（75）深夜帯二時間以上を含む勤務は、連続二回を限度とし、三十日に九回以下とする。

（76）公休翌日の勤務開始時間を三十分繰り下げ、八時三十分とする。

（77）「待ち合わせ時間」を労働時間としてカウントしない。

（78）「自宅予備」を廃止する。

（79）「訓練」を行路計画上の要素から外す。

（80）深夜帯二時間以上を含む勤務は、連続二回を限度とし、三十日に九回以下とする。

（81）公休翌日の勤務開始時間を三十分繰り下げ、八時三十分とする。

（82）「待ち合わせ時間」を労働時間としてカウントしない。

（83）「自宅予備」を廃止する。

（84）「訓練」を行路計画上の要素から外す。

（85）深夜帯二時間以上を含む勤務は、連続二回を限度とし、三十日に九回以下とする。

（86）公休翌日の勤務開始時間を三十分繰り下げ、八時三十分とする。

（87）「待ち合わせ時間」を労働時間としてカウントしない。

（88）「自宅予備」を廃止する。

（89）「訓練」を行路計画上の要素から外す。

（90）深夜帯二時間以上を含む勤務は、連続二回を限度とし、三十日に九回以下とする。

（91）公休翌日の勤務開始時間を三十分繰り下げ、八時三十分とする。

（92）「待ち合わせ時間」を労働時間としてカウントしない。

（93）「自宅予備」を廃止する。

（94）「訓練」を行路計画上の要素から外す。

（95）深夜帯二時間以上を含む勤務は、連続二回を限度とし、三十日に九回以下とする。

（96）公休翌日の勤務開始時間を三十分繰り下げ、八時三十分とする。

（97）「待ち合わせ時間」を労働時間としてカウントしない。

（98）「自宅予備」を廃止する。

（99）「訓練」を行路計画上の要素から外す。

（100）深夜帯二時間以上を含む勤務は、連続二回を限度とし、三十日に九回以下とする。

（101）公休翌日の勤務開始時間を三十分繰り下げ、八時三十分とする。

（102）「待ち合わせ時間」を労働時間としてカウントしない。

（103）「自宅予備」を廃止する。

（104）「訓練」を行路計画上の要素から外す。

（105）深夜帯二時間以上を含む勤務は、連続二回を限度とし、三十日に九回以下とする。

（106）公休翌日の勤務開始時間を三十分繰り下げ、八時三十分とする。

（107）「待ち合わせ時間」を労働時間としてカウントしない。

（108）「自宅予備」を廃止する。

（109）「訓練」を行路計画上の要素から外す。

（110）深夜帯二時間以上を含む勤務は、連続二回を限度とし、三十日に九回以下とする。

（111）公休翌日の勤務開始時間を三十分繰り下げ、八時三十分とする。

（112）「待ち合わせ時間」を労働時間としてカウントしない。

（113）「自宅予備」を廃止する。

（114）「訓練」を行路計画上の要素から外す。

（115）深夜帯二時間以上を含む勤務は、連続二回を限度とし、三十日に九回以下とする。

（116）公休翌日の勤務開始時間を三十分繰り下げ、八時三十分とする。

（117）「待ち合わせ時間」を労働時間としてカウントしない。

（118）「自宅予備」を廃止する。

（119）「訓練」を行路計画上の要素から外す。

（120）深夜帯二時間以上を含む勤務は、連続二回を限度とし、三十日に九回以下とする。